

事務連絡  
令和3年3月25日

各郡・市医師会長 様

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課  
新型コロナウイルスワクチン接種推進班長

新型コロナウイルスワクチンの接種に係る施設類型の運用について（依頼）

本県における感染症対策の推進につきまして、日頃より多大のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和3年3月17日付け厚生労働省事務連絡「ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について（予告）」により、ワクチン接種に係る基本型接種施設及び連携型接種施設の変更に係る運用方法が示されました。

県としては、医療従事者等向け接種が完了しないことには高齢者接種以降の住民接種に円滑に移行できないと考えていることから、医療従事者等向け優先接種が概ね完了すると見込まれる5月末までは、現在、医療従事者等向け優先接種のために構築していただいている基本型接種施設と連携型接種施設の紐付けを解消することなく、現体制を継続したいと考えております。

ただし、現時点で基本型接種施設が1つもない市町又は連携型接種施設である医療機関を基本型接種施設に切り替えようとしている市町については、何らかの対策をとる必要があります。別紙のとおり市町に取り得る選択肢をお示ししておりますので、市町の検討・相談・調整にご協力ください。

なお、6月以降については、医療従事者等向け接種が概ね完了することや、高齢者向け接種用のワクチンの供給量の増加が見込まれることから医療従事者等向け優先接種のために構築していただいている基本型接種施設と連携型接種施設の紐付けを、住民接種用の紐付けに切り替えていただくことを想定しています。

おって、別添の厚生労働省事務連絡で示された運用方法については、当初から想定されていた連携型接種施設から基本型接種施設への変更が、厚生労働省事務連絡で示された場合を除きできないとされているため、さらに柔軟な運用を可能とするよう、県から改めて国に要望している旨、申し添えます。

[担当]

愛媛県 保健福祉部 健康衛生局  
健康増進課 ワクチン班

TEL 089-968-2468

FAX 089-912-2399

Email healthpro@pref.ehime.lg.jp



事務連絡

令和3年3月25日

各市町 予防接種担当課長 様

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課  
新型コロナウイルスワクチン接種推進班長

新型コロナウイルスワクチンの接種に係る施設類型の運用について（依頼）

本県における感染症対策の推進につきまして、日頃より多大のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和3年3月17日付け厚生労働省事務連絡「ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について（予告）」により、ワクチン接種に係る基本型接種施設及び連携型接種施設の変更に係る運用方法が示されました。

県としては、医療従事者等向け接種が完了しないことには高齢者接種以降の住民接種に円滑に移行できないと考えていることから、医療従事者等向け優先接種が概ね完了すると見込まれる5月末までは、現在、医療従事者等向け優先接種のために構築していただいている基本型接種施設と連携型接種施設の紐付けを解消することなく、現体制を継続したいと考えております。

ただし、現時点で基本型接種施設が1つもない市町又は連携型接種施設である医療機関を基本型接種施設に切り替えようとしている市町については、何らかの対策をとる必要があります。別紙のとおり取り得る選択肢をお示しいたしますので、各郡・市医師会とも調整のうえご検討いただき、個別に県にご相談ください。

なお、6月以降については、医療従事者等向け接種が概ね完了することや、高齢者向け接種用のワクチンの供給量の増加が見込まれることから医療従事者等向け優先接種のために構築していただいている基本型接種施設と連携型接種施設の紐付けを、住民接種用の紐付けに切り替えていただくことを想定しています。

おって、別添の厚生労働省事務連絡で示された運用方法については、当初から想定されていた連携型接種施設から基本型接種施設への変更が、厚生労働省事務連絡で示された場合を除きできないとされているため、さらに柔軟な運用を可能とするよう、県から改めて国に要望している旨、申し添えます。

[担当]

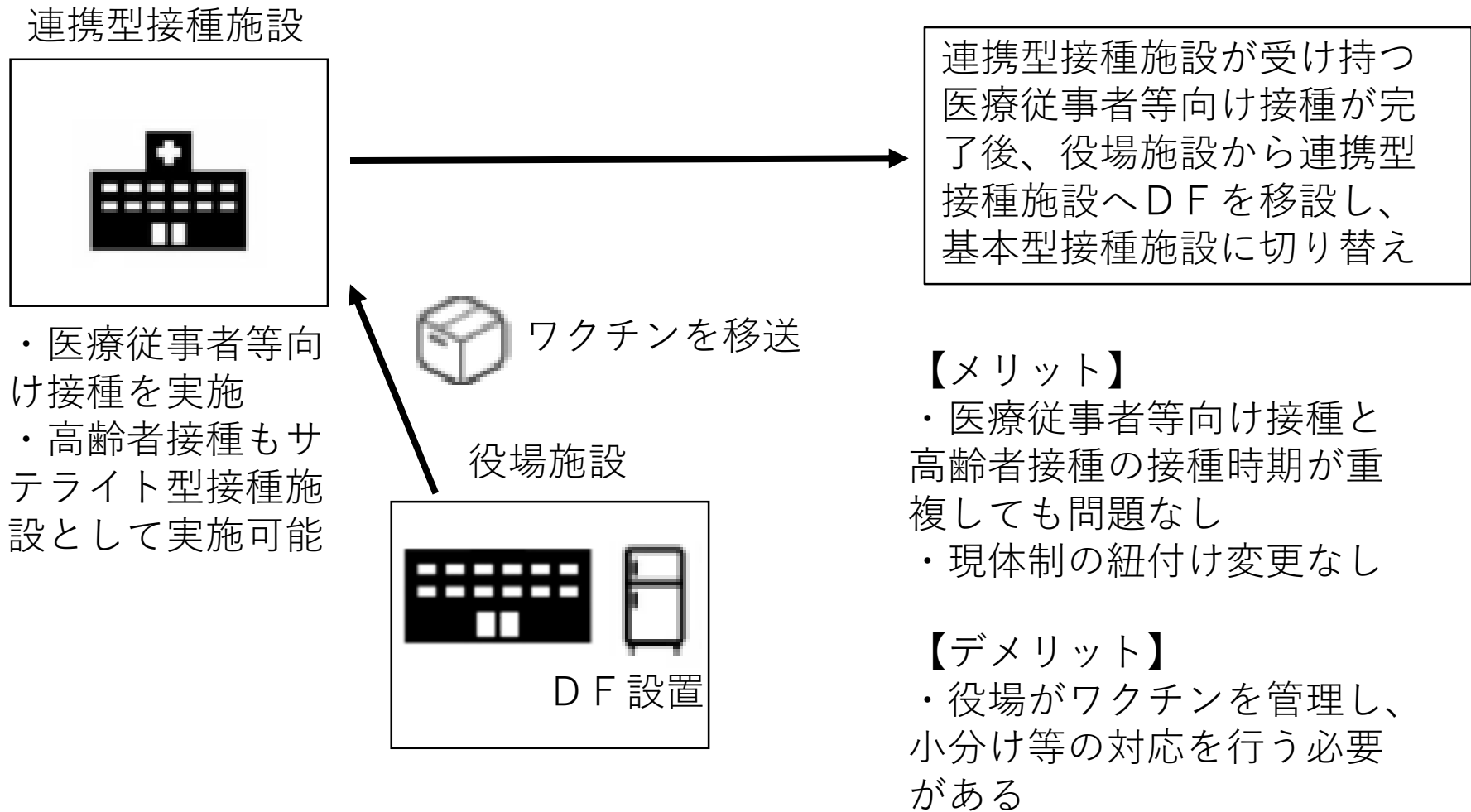
愛媛県 保健福祉部 健康衛生局  
健康増進課 ワクチン班

TEL 089-968-2468

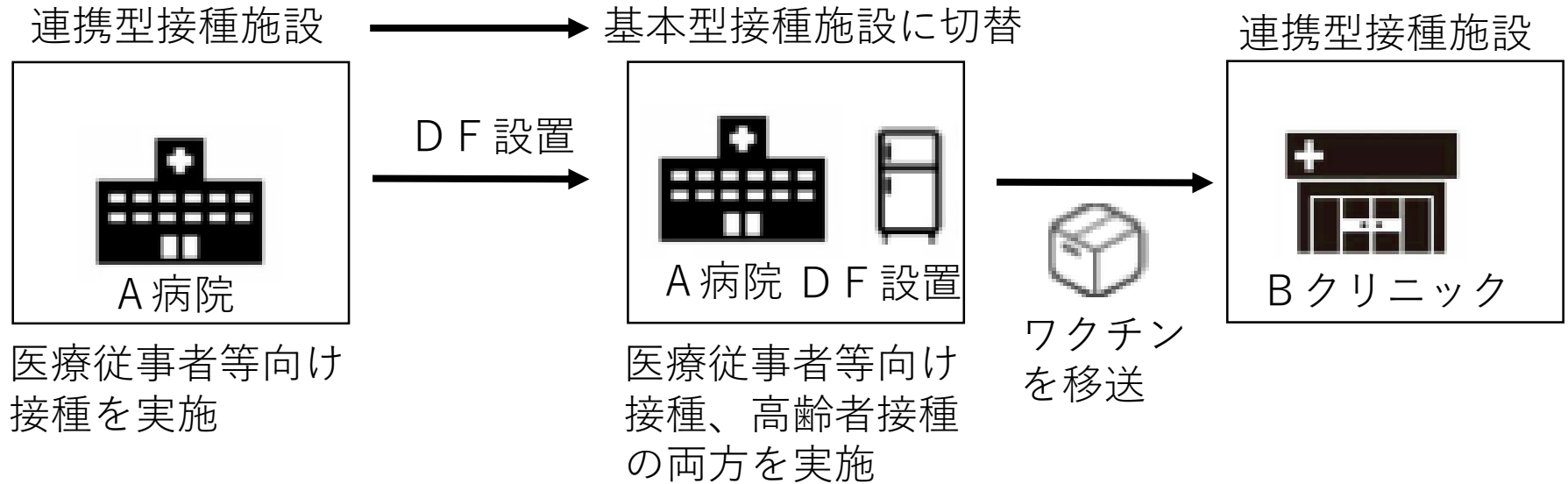
FAX 089-968-2496

Email healthpro@pref.ehime.lg.jp

# (案1) 役場施設にDFを設置



# (案2) 紐付け変更を実施



## 【メリット】

- ・当初の想定どおりの施設（医療機関）にDFを設置

## 【デメリット】

- ・現体制の紐付けを変えるため、関係者との調整が必要

・基本型→基本型へのワクチンの小分けは不可であるため、箱でしかワクチンを受け入れできない

## <クリア方法①>

巡回接種方式（別の基本型接種施設が、A病院の医師を併任して巡回接種（実質A病院に接種を委託）する方法）をとれば、委託契約等の手間は必要だが小分けで移送して接種可能

## <クリア方法②>

A病院の医療従事者が他の接種施設に接種を受けに行く（他の接種施設との調整が必要）

事 務 連 絡  
令和3年3月15日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

### ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について

ファイザー社ワクチンを用いて接種を実施する施設については、ワクチン接種円滑化システムにおいて基本型接種施設又は連携型接種施設/サテライト型接種施設として登録いただいているところです。今般、現時点で施設類型情報を変更できる場合を下記のとおり整理しましたので、本事務連絡の内容について、医療従事者等への接種を実施する基本型接種施設及び連携型接種施設/サテライト型接種施設並びに管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 施設類型情報を変更できる場合

- (1) 基本型接種施設から連携型接種施設/サテライト型接種施設への変更  
基本型接種施設として登録したものの、一度もワクチンの配分を受けていない場合は、連携型接種施設/サテライト型接種施設への変更が可能
- (2) 連携型接種施設/サテライト型接種施設から基本型接種施設への変更  
連携型接種施設として登録したものの、一度も基本型接種施設からワクチンの配分を受けていない場合、基本型接種施設への変更が可能
- (3) 連携型接種施設/サテライト型接種施設の分配元となる基本型接種施設の変更  
既に基本型接種施設から移送されたワクチンを全て使い切り、在庫がない場合、移送元の基本型接種施設を別の基本型接種施設に変更することが可能

#### 2 変更手続

(1) 変更を希望する接種施設を管轄する都道府県は、上記の条件を確認の上、医療従事者向け優先接種に係るワクチン配送先を厚生労働省に登録する際、登録様式に所要の事項を記入すること。

変更を希望する場合、V-SYS内での類型変更手続は国側で行うが、連携型接種施設/サテライト型接種施設の提携先となる基本型接種施設の設定については、V-SYS上で連携型接種施設/サテライト型接種施設側から手続を行うこと。

(2) 当面の間、V-SYS上で、施設側から類型変更はできない。また、上記(1)のタイミング以外での類型変更はできない。

(3) 医療従事者等への接種のためのワクチン配分や移送を受けた施設が、今後、高齢者向け優先接種に向けて類型の変更を希望する場合には、現時点では類型の変更はできないが、今後、可能となる際には、変更方法をお知らせする。

事務連絡  
令和3年3月17日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について（予告）

ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）における基本型接種施設及び連携型接種施設/サテライト型接種施設の施設類型情報の変更については、「ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について」（令和3年3月15日付け事務連絡）において、変更できる場合をお示したところですが、今般、施設類型情報を変更できる場合を拡大することとしました。

については、本事務連絡の内容を基本型接種施設及び連携型接種施設/サテライト型接種施設並びに管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡に基づく運用は医療従事者等向け優先接種については、4月12日の週に配送される第3弾から、高齢者向け優先接種については、4月26日の週の配送からの適用を予定しており、具体的な変更手続は4月5日（月）からの開始を予定しています。それまでの間は、従前どおりの運用となりますので、ご留意願います。

## 記

### 1 施設類型情報の変更

#### (1) 施設類型情報を変更できる場合

- ① 基本型接種施設から連携型接種施設/サテライト型接種施設へ変更ができる場合
  - ア 基本型接種施設として登録されていた間に、一度もワクチンの配分を受けていない場合
  - イ 配分されたワクチンの在庫がない場合
- ② 連携型接種施設/サテライト型接種施設から基本型接種施設へ変更ができる場合

ア 連携型接種施設/サテライト型接種施設として登録されていた間に、一度もワクチンの配分を受けていない場合

イ 配分されたワクチンの在庫がない場合

(2) 変更手続

変更を希望する医療機関は、V-SYS上で、「基本型接種施設」又は「連携型接種施設/サテライト型接種施設」の設定を変更した上で、市町村への変更申請を行う。

変更申請を受けた市町村は、上記1の条件に適合していること及び当該変更に伴い地域のワクチン接種計画の実施に支障を来さないことを確認の上、V-SYS上で承認を行う。

2 連携型接種施設/サテライト型接種施設によるワクチン配分元の基本型接種施設の変更について

3月15日付け事務連絡に記載のとおり、既に基本型接種施設から移送されたワクチンを全て使い切り、在庫がない場合は、移送元の基本型接種施設を別の基本型接種施設に変更することができる。

具体的な手続については、本事務連絡に基づく運用の開始(4月5日)以降は、各連携型接種施設/サテライト型接種施設は、その提携する基本型接種施設をV-SYS上で設定することを不要とする一方で、各連携型接種施設/サテライト型接種施設は、ワクチンの移送を受ける都度、V-SYS上で、配分元の基本型接種施設を入力することとする予定である。